

- ① 以下の施設については、全数調査を基本とする。  
病院、有床診療所、介護老人保健施設、訪問看護ステーション、助産所、介護老人福祉施設、看護師等学校養成所、保健所、市町村、その他行政機関
- ② 以下については、既存統計資料の活用又は抽出調査でも可とする。  
無床診療所、介護保険関係施設等（介護療養型医療施設、介護老人保健施設、介護老人福祉施設を除く）、社会福祉施設、事業所（行政機関を除く）、研究機関、その他

## （2）調査項目

- ① 需給見通しの策定に直接関係のある調査項目に加え、各施設における看護職員の離職防止策の取組など、看護職員確保対策の参考となる調査項目を盛り込んだ調査とする。
- ② 各都道府県においては、必要に応じて、地域の特性を考慮し、独自の調査項目を追加する。

※ 各都道府県において、関係団体、有識者、住民代表等の参加協力を得て、需給見通しに係る検討の場を設置（既存の審議会等の活用を含む）しても差し支えない。

## 4 需要数の推計

### （1）推計の留意事項

推計にあたっては、改善可能な需要数とし、各施設とも以下を考慮するものとする。

- ① 看護の質の向上
  - ア 看護職員の配置の充実
  - イ 研修体制の充実 等
- ② 勤務環境の改善
  - ア 育児休業、介護休業
  - イ 年次有給休暇 等

### （2）施設毎の推計の考え方

#### ① 病院

現状及び以下の病床数や各部門の事由を考慮し推計する。

- ア 病床数
  - ・ 病床過剰地域については、増床しないことを基本とする。
  - ・ 病床非過剰地域については、必要病床の範囲内において、具体的に整備の計画がされているものを基本とする。
  - ・ 今後の医療計画見直しや医療費適正化計画との整合性を配慮する。